

# 近世中期西本願寺学僧による東西分派への視点

## ―駒沢女子大学博物館実習館保管『金鑰記』を読む―（下）

滝澤雅史\*

Viewpoint to the East-West branch by a priest of Nishi Honganji in the middle of the early modern period  
―Read the Komazawa Women's University Museum Training Center store "Konchuki"―  
(vol.2)

Masafumi TAKIZAWA\*

はじめに

前号において筆者は、近世初頭におきた本願寺の東西分派に関し、西本願寺の学僧である知空が著した『金鑰記』について、その成立過程を分析するとともに、上巻を翻刻し紹介した。

『金鑰記』は、端的にいえば西本願寺（本願寺派）の正統性を主張するとともに、東本願寺（大谷派）の非違を糺すことを目的に編まれた書である。その冒頭には「古語二曰、金鑰共熱テ真偽俄二分レ、米

砂同炊テ生熟有レ異、誠哉似タルコトハ似タレトモ、是ナルコトハ是ナラス」とある。書名の一字である「鑰」は、「真鑰」の表記で現代人にもなじみの深い字であるが、『玉篇』に「鑰石似金也」とあるように、本来は金に似た鑰石という鉱物をさしている<sup>〔1〕</sup>。知空は、西本願寺（本願寺派）を「金」、東本願寺を「鑰」に当てはめ、両者の真偽を厳しく問おうとしたのである。

前号に続く本号においては、まず前号で紹介した上巻の論点の中心

\*駒沢女子大学 非常勤講師

となつてゐる織田政権と本願寺の講和について考察する。続いて下巻本文を紹介するとともに、その論点である本願寺継承問題について考えてみたい。

#### 本願寺と織田政権との講和

『金鑑記』上巻には、天正八年（一五八〇）から天正十九年まで十年余りにわたる記事がつづられている。なかでも大きく紙面を割いているのは、天正八年の本願寺と織田政権との和睦およびその直後の動静に関するものである。

永祿十一年（一五六八）、織田信長は足利義昭を奉じて上洛した。以来畿内制圧を進める信長は、大坂の本願寺に対しても圧力を強め、結果元亀元年（一五七〇）九月、本願寺十一世の顕如は門徒の蜂起を号令し、以後約一〇年にわたり両者は断続的に争うこととなった。織田領国と交錯あるいは隣接する東海、畿内および北陸では一向一揆が蜂起し、本願寺もまた単独ではなく、織田政権と敵対する諸勢力と連携する戦略をとった。そして戦鬪が激しくなるに従い、本願寺は大坂より宗主の一族である一家衆や、下間氏のような内衆と称される直臣団を本願寺の力の及ぶ各国に代官として送り込み、一向一揆の統制を強めていく。

当初は織田方が不利な形成であつたが、一向一揆の一大拠点であつた近江金森（滋賀県守山市）が元亀三年八月に落居して以降、徐々に形勢が逆転し、天正二年九月には伊勢長島の一向一揆が織田の大軍勢に攻め滅ぼされた<sup>①</sup>。また、一揆指導のために本山より各地に派遣され

た者たちは、やがて世俗の領主のような振る舞いを見せるようになっていった。そのため、越前では天正三年頃より下間頼照らの支配に反発した門徒によつて一揆内一揆が発生し、同年八月にその虚をついて越前に乱入した織田軍によつて一揆は全滅し、頼照らは斬首された<sup>②</sup>。加賀支配のために派遣されていた杉浦玄任もまた、加賀の門徒国人衆により「悪逆」ありとして殺害され、その後加賀に赴いた七里頼周も国人衆の弾劾を受け、本願寺によつて更迭されている<sup>③</sup>。近江金森や伊勢長島はともかく、越前・加賀の事例は本願寺の門徒統制の失敗が一揆崩壊の原因となつたのである。

さらに、本願寺と結んでいた近江浅井氏・越前朝倉氏・甲斐武田氏などが戦線から脱落していった結果、天正八年初頭段階において本願寺はほぼ孤立状態となつており、織田政権に抗する力は残されていなかった。しかし、そのような状態の本願寺に対し信長が示したのは、長島や越前のような殲滅戦ではなく、朝廷を通じた勅命講和であつた。織田政権の一つの特徴として朝廷と緊密な関係を結んだことがあげられる。信長の時代の天皇は正親町天皇であり、信長の死まで両者の関係は良好な状態が続いた。織田政権やそれに続く豊臣政権と朝廷の関係について、山口和夫氏は「朝廷は武家の支配の客体であつただけでなく、統一政権に積極的に加担し、共生関係を築いた」と述べており、その方法として戦勝祈願や勅命講和が用いられたとしている<sup>④</sup>。そして、政権関係者から朝廷への「献上」に対し、朝廷から政権関係者への「下賜」がなされるといふ贈与の関係を構築することによつて、両者はさらに関係を維持・強化していた<sup>⑤</sup>。

他方本願寺は、四世善如の時代に龜山天皇および伏見天皇の勅願所に指定されて以来、朝廷とは浅からぬつながりがあり、織田政権と対立した顕如は、永祿二年（一五五九）、正親町天皇の勅によって准門跡となっていた。信長にとつて本願寺は長年自身を苦しめてきた一向一揆の中核であり、怨敵ともいえる存在であったが、正親町天皇や朝廷との関係を考えるうえでは、その扱いを無碍にできない存在でもあった。

結局、朝廷からの勧めもあつて織田政権と本願寺は講和のための交渉をはじめ、最終的に天正八年閏三月、両者は誓紙を取りかわし、朝廷による本願寺の赦免という形で講和が成立した。顕如たちは蓮如以来の道場であつた大坂から退出し、紀伊鷲森へと向かうことになったのである。

#### 教如の別心に対する批判

ところが、顕如の長男の教如は、父顕如が講和の条件に従い大坂からの退去を準備しているさなか、「イタツラモノ、イ、ナシニ同心」し、「俄ニ別心ヲ発」したという（以下特に出典を記さない引用は『金鑑記』の記述による）。教如は、信長は表裏の人であり講和の約定を守るか疑問があると述べ、この際叡慮へも断りを入れ、信長へも本願寺が大坂に居続けられるように働きかけ、これが容れられないのであれば籠城を続けるべきと主張し始めたのである。

当時の本願寺で、教如は「新門」あるいは「新門主」と称され、実質的に顕如の後継者として位置づけられていた。また、教如は飽く迄

も本願寺の総意の許においてという前提条件は付くものの、独自の権力機構を持っていた。当時本願寺には筆頭の内衆として下間頼廉・頼龍・仲之の三名がいたが、その内の頼龍が同時に教如個人の内衆でもあつたことは、天正八年四月に頼龍が越中の城端善徳寺に宛てた書状の中で教如を「当御所様」と称し、顕如と教如を合わせて「御両所様」と呼んでいることからうかがわれる。先にあげた「イタツラモノ」は教如の与党、主として彼の家臣団を指していることは明白である。

本願寺の総意は、現宗主の顕如の発言力が大きくはあるものの、最終的に顕如と教如の合意のもとに形成されていたと考えられ、織田政権との講和も本願寺の総意であつた。講和前に本願寺で行われていた事前協議の場でも反対意見を述べていなかった教如の変心に対し、顕如は驚愕した。顕如は、すでに誓紙が取り交わされた以上、それを破り、あまつさえ勅命に背くという行為は天下に面目を失い、仏法による教化もままならなくなるとして、教如の翻意を試みた。しかし、教如はかたくなに信長に対する抵抗を主張し、大坂から退去はしたものの、諸国の門徒に檄を飛ばし続けた。ここに、本願寺の意は顕如の意と教如の意とに乖離したのである。また、教如は諸国門徒への文面に、顕如が隠居し自身が本願寺を相続した旨を記していたことから、顕如は「言語道断虚言共」と激怒し、門徒たちに教如に協力せぬよう指令するとともに、教如を義絶したのである。

これによって進退窮まった教如は、父顕如に側近していた下間頼廉や、母の北ノ御方（三条公頼女、細川晴元養女、以下如春尼で記述を統一する）を介して顕如へ謝罪し、天正十年六月、信長が本能寺の変

で死去したのちにその義絶は解かれた。しかしながら、この一件は本願寺の将来に大きな禍根を残すことになる。教如が朝廷の意と、父顯如の意に背き、結果義絶されたという点は、後に反教如派の人びとにとって格好の批判の材料となったのである。

また、上巻末尾では、顯如の三男で西本願寺の祖となる准如（阿茶）に対する讓状および得度について記されている。讓状については下巻の考察で詳しく触れることとするが、准如の得度は「御家督ノ御剃刀ノ作法」で行われたといい、ここでも准如の正当性に関する布石を打っているのである。

さて、下巻の考察の前に、その翻刻を紹介したい。なお、翻刻にあたって旧字体は新字体に改め、「合」などの合字は「より」のように開いている。また、読点を付すとともに、明らかな誤字などについてはカッコ付の傍注を付している。なお、「」スラッシュは改行部分である。

## （二〇丁目表）

京都へ御移住ノ翌年、改元文禄元年<sup>壬辰</sup>霜月廿四日、上人御ノ齡五十歳卒、中風ニ而御遷化ナサル、教如三十五歳、頭尊廿九歳、ノ准如十六歳ナリ、翌廿五日、北ノ御方ヨリ刑部卿ト川那部豊前ノト兩人ヲ使トシテ、光寿ハ三十五迄子一人モナシ、子細有ル事ナレハ、理光院ノ<sup>准如上人</sup>ヲハ養子ト定ラレ、焼香ヲモ次ニサセラレ宜カルヘキ旨ヲ仰入ラル、ノサレトモオソカラサル御事トノ返答也、是ハ北ノ御方ノ思案

ニ而、讓状ノタ、シケレハ、兎角ト穿鑿ニ及ヘハ家ノ躁動ト思召、カクハ料簡アラノシコト也、シカルニ教如ハカネテ理門主へ御讓状アルコト粗存知ノコトノナレハ、上人閉眼シ玉ハ、カスメテ家督ヲ取ヘキ用意ナレハ、日比ヨリ天下ノノ主君、邦々ノ諸侯迄因ノ取寄ヲコシラヘ、数寄ヲタシナミ、遊山ノ翫水ヲ催シ、方人モ多ク、最負者有ル様ノ才覚ナレハ、外ニハ上人ノ御名代ノ様ニセヨト、内ニハ深キ望ヲ含テ、後日家督争論ノ時、一言ノ助言ヲ蒙ラントノ内存也、サテ御葬礼ヨリ以前、十二月五日

## （二〇丁目裏）

暫御本所ヲ渡サレ、教如ヲハセシ北ノ御所へ母公・理門主移替玉ヘリ、ノ御灰寄ノ帰リニ別当職ノ席ニ著坐ナリ、其以前大坂抱様ノス、メタル徒党八拾余人、上人御存生ノ内ハ御勘気タリシヲ、御遷ノ化ノ後其儘召カヘサレ、其トキノ定衆誓願寺・定専坊二人ヲ推コメ、ノ御勘気福田寺・端坊ヲ定衆トナシ、下間少進奏者ヲメシアケラレ、ノ御勘気ノ按察使ニ老トナサレ、ソノ頃豊臣秀吉公ハ朝鮮ノ征伐ノ為肥前名護屋ニ御在陣ナレハ、益田少将ヨリ木下大ノ膳方へ飛脚ヲ以テ住進ス、教如ヨリモ其儘使ヲ指下シテ、先師遷化ノノ案内ニ事寄、親キ方へ内証ヲ頼ミ、御朱印ヲ申受ラル、其御ノ書ニ云、  
門跡不慮ノ儀、無是非次第、絶言語候、就中其方物領ノ儀ノ候間有相続、法度以下堅申付、勤行無怠慢、当家相立ノ覚悟持事肝要候、然ハ門跡本坊へ被相移、其方之屋形へ

## （二二丁目表）

理光院移シ、北ノ御方相副一処ニ有之而可然候、興門跡・理門ノヲモ

引廻、母儀へモ孝行ニ候テ尤候、猶淺野彈正・葉院・木下ノ半助可申候、恐々謹言、

秀吉御朱印

極月十二日

本願寺新門跡

同北ノ御方へノ御書ニ云ク、

門跡遠行ノ事無是非次第、ヲホセラレ候ハンヤウモナク候、サリノナカラヨキ子達御持候マ、果報者ニテ候、新門跡惣領ノ事ニ候マ、跡ヲツキ、家ノソ、ケサルヤウニカクコモタレ、門跡本坊へ移リ、今迄ノ如ク申付、新門跡ノ所へ理光院ヲ移シ、ソナタモ相ソハレコレアリテ可然候、猶々ツホネ・カウサウス申ヘク候、アナカシコ、

十二月十二日

秀吉御朱印

北ノ御方へ参

(二二丁目裏)

是二通ノ御朱印、益田少将飛脚ニ大膳侍一人相ソホトナクノ京著シ、徳善院へ渡ス、徳善院六条へ持参アリ、シカレハ彼讓ノ状ノ義申出ス可トノアラマシモ延引セリ、大閤ハ大明マテモシロシメノスヘキ威光アマネキ時分ナレハ、此讓状ノ義ヲ申サハ、御朱印ヲ用ノサルトカメノアルヘキナレハ暫時指置、御帰陣ノ刻ノコトヨトノ内存也、ノ教如ハ御朱印ニ住セ文祿元年十二月ヨリ翌年八月マテノ九ヶ月間住持職ノ風情也、文祿二年ノ春、教如ヨリ御陣所へノ見舞ノ御使進セラル、次二代々当家ノ法物以下母儀ヨリ被ノ相渡候様ニ御言ヲ被加被下候様ニト申進セラル、同年秋ノ比ノ大閤御帰陣アリテ有馬ノ温泉ニオハセ

シトキ、御見廻ノタメニ母ノ公、理門主同道ニテ有馬へ下向ナサレテ御対面アリケレハ、先門主ノ御弔仰ラレテ、跡ノ義ハ定テ委申ヲカルヘシナトアリケレハ、先師ノ義ハ大中風ニテ、臨終無言ニテ卒化アラレシ由ヲ申シ玉ヘハ、終ニ焉ノ

(二二丁目表)

御ハサモアレ、尋常ノ時サタメテ家ノ法度以下後々掟ヲモ申ノヲカレナントアリケレハ、御言ノ端宜キ次午トコ、ロヘテ、家督ノ義ハ理ノ門主ニ申付ラレ候ト、トリアヘス仰ラル、其時仰ラル、ハ末ノ子ヲ家ノ督トシタル先例アルヤト問玉ヘハ、開山已来惣領ニカキラス、庶子ニノヨラス、其子ノ覚悟ヲ見テ兄弟男女隔ナク讓状書置レシヲ、家ノ督ト崇旨ヲ明カラヘ玉フ、大閤キ、玉ヒテ、サモアルヘシ、其領我ノ案内ニシテ去冬肥前陣所ヨリ朱印ヲ送ル、乍去本願寺ハ天子ノ勅願所ナレハ、関白ヨリ禁裏へ奏聞申サセテ、勅諭ノ趣ニ任スヘシ、ノ加様ノ義ハ仮初ニハキワメカタシ、大坂ニテ意静ニ聞届ント仰セラ

(二二丁目裏)

ル、其ノ後大坂へ御帰城アツテ、上取是出入ノ趣奏聞アリケレハ、イカヤウニモノ宜ク扱ヘシトノ勅答ナリ、則御兄第呼玉ヒテ実否ヲ穿鑿シ玉フ、ノ教如日頃ノ才覚ハ此度ノ為ソトタノモシク思、万カヘシモシンソシハアラントノ思入ラル、サテ理門主へ尋玉フハ、先師ノ讓状ニアリヤトアレハ、讓状

申サル、定テ先門ノ筆跡マキレアル分ラス、其方ヘモ一覽／セシメテ実否ヲ決スヘシトアリシカハ、庶子ニ讓状アリト云コト当家ノ二例ナシ、サラニコ、ロエカタシ、ナンソ惣領ヲサシオキ理門ニ讓状アルヘキノ子細候ハス、実否ヲタ、シ玉ハルヤウニト申上ラル、重テ理門主ヘ是赴<sup>⑧</sup>／仰聞ラルヘハ、当家二例ナシト云コト開山以來ノ讓状ヲ會テ一見ノニモ及ハサルユヘニテ候ト而、代々御讓状不殘台覽備ヘ、開山ノ惣領ノ善鸞ヲ指置テ、末子ノ娘覺信ニ家督ヲ讓リ、三代ノ覺如ハ惣領ノ存覚ヲ指置、次男子善如ニ讓リ、八代ノ蓮如ハ惣ノ領ノ順如ヲ指置、五番目ノ先兼ニ讓リ申サルト、先規ノ古実ヲ／仰立ラル、右件ノ理非ステニ賢慮分明ナレトモ、サスカ日頃ノヨシミト

(二三四目表)

思召テ、施薬院・長東大藏・木ノ下大膳・山中山城守ヲ御使／トシテ教如ヘ仰示サル、ハ、理門方ニハ讓状アレハ、証文理カタシ、幸ノ其方ハ年モ長、理門ハ若年ナレハ、其方ノ子トセラレ、十箇年ノ後ハノ隱居セラレ、兄弟二世ノ住持職ヲツトメラレ然ヘキ由仰入ラル、コレノ教如ノ為ニハ忝ナキ慙志ナルニ曾テ承引ナシ、大閣以ノ外ニ色ヲ／オコシ、人ノ芳志ヲオモヒシラヌ人ニハ料簡モ扱モ徒コトナリ、禁裏ノ御内意モアルモノヲ其聞分モナシ、王土ニ住ナカラ其命ニソムクハノ以ノ外ノ次第也、柳讓状ヲ徒ニナシ家督ヲ奪、徳ヲ我身ニエテ天下ノ誹ヲ大閣ニアタヘントノ申分沙汰ノカキリナリ、是故ハ讓状開テノ証文ニ任ヘシト座席立テ入玉フ、重テノ仰ニハ、予ハ隱居ナレハ、天下ノ万ノ事ハ当関白<sup>次秀</sup>ヨリ奏問<sup>⑩</sup>ヲ經テ勅命ニ任セヨトテ、関白殿ヘ案ノ内アリシカハ、終ニ禁中ノ御沙汰トナル、即後陽成院御宇文祿ノ

二年ノ秋、叡聞達シ首尾事済、准如上人ヲ住持職ト仰定メ

(二三四目裏)

玉フ、ケ様ニ禁裏・公方評議明白ノ上ニテ終ニ御本所ヘ移玉フ、ノ即准如上人ヨリ御礼状ヲ進セラル、其御書ニ云、  
本願寺留守職ノ儀、開山已來代々手次ノ証文、同先師光ノ佐任讓状ノ旨被仰付忝ク存候、学文勤行等ノ嗜不可懈ノ怠候、就光寿事如光佐在世ノ時來儀不可有相違候旨、ノ宜願御披露候、恐惶謹言、

後九月十七日

本願寺光昭

施薬院

長東大藏太夫殿

木下大膳殿

山中山城守殿

サテ右ノ讓状開カレシトキ、教如ヘモ見セラレ、此上モ申分アラハ、殘シノオカルヘカラスト重々念ヲ入玉フ、其トキ教如トクト納得アツテ、自筆

(二四丁目表)

自判ニテ一紙ヲ進セラル、其状ニ云ク、  
本願寺留守職ノ儀、從開山代々証文、同先師光佐讓状、對ノ光昭明鏡ノ儀令拜見納得仕候、然上ハ雖為第任<sup>⑪</sup>寺法ノ旨光昭事如先師可致尊崇候、聊以違背ノ儀不可有之候、ノ大閣様被加御意候段難有存候、知仕候由宜願御披露、恐惶謹言、

後九月十七日

光寿在判

施薬院

長東大藏大夫殿

木下半助殿

山中橋内殿

は一紙後代ノ証拠ナレハトテ准如上人へ渡サル、其後関白・大関ノ両御所ヨリ御書判ニテ奉書ニ通参ル、其御奉書ニ云、  
本願寺影堂留守職ノ事親鸞聖人以來代々証文、殊先

(二四丁目裏)

先光佐対光昭讓状依明鏡、則経 叡慮訖、然間ノ雖三男任寺法ノ旨可相続、弥勤行等不可有懈怠ノ者也

文禄式

十月十三日

秀次御書判

本願寺殿

次ニ大関ノ御書ニ云、

本願寺影堂留守職ノ事、親鸞聖人以來代々証文、殊ノ先師光佐御讓状明鏡ノ次第、則殿下経叡慮、雖ノ為三男任寺法ノ旨光昭ニ被仰付尤ニ候、然者勤行等弥無ノ懈怠可相勤事專一二候也、

文禄式

十月十六日

秀吉御書判

本願寺殿

加様ニ両使ヲ以准如上人へ御渡シナサル、如是事訖テ准如上人ハ本ノ寺ノ家督ニ備リ玉イ、教如ハ寺内御堂ノ北ノ御所ニ閑居シ玉フ、則

(二五丁目表)  
唯今ノ御堂ノ庭、蓮池ノ南ニ松ノ樹三株アリ、其松ヨリ一間半ノ計北

ノ築地東ヨリ西マテ是アリ、コノ築地ヨリ本國寺堺ノ川上ノ南北四拾四<sup>五</sup>、五間計、東ハ川ヲ限也、入口ノ門ハ今ノ明覚寺門ノ向ヒ程ニ<sup>五</sup>アタル、御堂広間・玄関・台所ナト迄建ラル、昔ノヨシノミヲ思フ坊主・門徒御本寺参詣ノ下向ニハ皆々参詣申シケル、ノ尤御名目彼岸夏中ナトニハ興正寺ノ如クニニキヤカ也、九月ノ間御後見ノ様ニ住持職ヲツトメ玉フガ、閑居シ玉ヘハ、諸人ハ御隠居ト申ナラハシ、又ハ御裏トモ申ケル、或ハ准如上人ヲ背キ、御裏ヘトノミノ思フ族モアリ、サレトモ一代ノ別当職ヲ持玉ヒタルニハ隠居ト申ヘケレトモ、次第ノ相承ニアラサレハ、閑居トモ逼塞トモイ、ツヘシ、其後諸人モ群集シ、坊主分モ馳ノ走シケレハ、誓紙ヲモ破リ、一ツ書ノ起請ヲモ用ス、或ハ朝勤ノ後ニ但念ノ仏ヲ申シ、法物裏書ヲモ書アタヘ、四通ノ夏文章ヲモヨマセラレ、ノ諸事本寺ヲ蔑如ノ風情ノミナレハ、北ノ方如奉禱尼ヨリ家老ヲ

(二五丁目裏)

以テ停止セラルヘキヨシ仰ツハカサレ、教如ヨリ御返書アリ、其書ニイワク、

一夏ノ文ノ事、顕如存生ノ時モヨマセ申候、

一朝勤ノ後百返念仏ノ事、法義ニ付ハ子細有之故、申事ニ候、

一申物ノ事、是モ顕如存生ノ時ヨリ書申事ニ候、

隠居ニテモ書来ラレ候事歴然ニ候、其上先事大坂ニ於テノ家督ノ儀相渡サレ、既ニ顕如ノ跡ヲ請取申、其刻庭田殿ノ勸修寺殿御下候ニ付而、御兩人ヲ以 禁中ヘモ被申上候而、ノ其使共ニ今名有之候、殊顕如死去以來兩年及家督ノ儀ニ候、然時ハ余ノ親類ナト、ハ替ル付、

右ノ通ニ候、

文祿四

八月廿五日

光寿判

筑前殿参

下間刑部郷法印頼兼・下間少式法印頼賑書写帰申ノ候、重而ツカハサル、趣ノ写シニ云ク、

(二六丁目表)

内証ノ事ヲ書シルシ申事、世上ノ外聞迷惑ナカラ、彼ノ方ノヨリ申サル、ニ付テ事タカヘトモ、ハシノヲカキ申候、

一夏ノ文事、センシヨリユルサレ候シセウコレアルコト候也、

一朝勤ノ後百返念仏ノ事、是モセンシヨリユルサレ候シセウアリヤ、

一申物ノ事、センジノ時ヨリ書申サレ候ヨシ師匠候ヤ、カノ方ヨリノ

センシヘタイシ仕ル間敷由ノ誓詞アルコト

一蓮如上人ノ隠居コトハ、昔ヨリ有キタリタル隠居候得ハ、申物ハカ、レ候ノガ、又教如ノ隠居ト申ハ中々沙汰ニヲヨハス候事、其子細ハマ

ヘノヨリ惣領マテモセンシヨリ讓状ナク候ヘハ、家督ニテナク候、

讓状候ヘハノ一日ナリトモ隠居ト申ヘク候コト、一センキヨリ世上ノ

家督渡シ候トヘイトモ、ノ仏法ノ家督渡サレス候ヘハ、代タイラサル

コトニ候、毎ニ教如ニハ世間モノ仏法モユツリ申サル、コトハナク候

間、書物ナトノコトハアラサルコトニ候、ノ大坂ニテ世間ノ家督ユツ

ラレ候由申サルニ付テ、其トキ其義ナキ

(二六丁目裏)

由諸国ノ門下中へ申触ラレ候センジノ自筆ノ状コレアルコト、

一大坂ニテ信長殿ト御アツカヒニツキ、センシト教如ト禁裏ヘモ信ノ

長殿ヘモ誓詞ニテ御請申上ラレ候処ニ、其筈チガイ、ムホンヲクノハ

タテ、大坂ヲカ、ヘラレ候コト法義ニチガイ、沙汰ノカキリニテ候、

其ノ故ヲ以テ家督ヲ渡サレサルコトニ候、昔モスコシノ言ノアヤマリ

ニテサヘノユツラレサル例アリ、開山ヨリ今迄ニ教如ノコトクニ身体

シタル、コト、親ノ類ニモタメシナキコトニ候、悉ク法義ニチカイタ

ル時ハ、昔ノ例ヲヒカル、ノコト難心得候、

一カリ物何事モノソミノコトハサタノカキリニテ候、加様ノ義トモ道

理ノニハセメラレナカラ、ヒソカニ坊主・門徒ヲマネキアツメラレシ

カハ、准如上人ノ廻状ツカハサル、其文ニ云、

急度被仰コト候、近年寺法相背、諸国手次已下混乱ニ付、ノ被仰付事、

(二七丁目表)

一先年頭如上人鷲森ニ御坐候刻、教如様御懇望ノ砌、ノ種々御理立之、

雖事多御本尊・名号其御免物ノ儀御ノ家督無御相伝候者、对諸人被書

与間敷候通、御詞ヲ以被ノ仰入候間、案文ニ写進之候条、可有披見候、

如右之処、無所詮段、其砌聽而御誓詞ノ筋御違変無ノ勿体儀、被忘仏

陀冥感条、何有三宝之擁護手加之、御ノ身上猥ケ敷儀旁頭如様無曲被

思召、御家督之義当門ノ様へ被参候御讓状見、又明鏡候、則案文被頭

別紙候、ノ然処教如様被旁御本寺候、法御門下之儀御裁判聊ノ以不

謂儀ニ候、

一御開山以来雖為御兄弟中、法流御相統之段、先師次第ノ之儀歴然ニ

候証文 大閣様聞召付、悉被遂御一覽、則ノ経叡慮、如先例被仰付事、

(二七丁目裏)

一右ノ赴末々族ヲ難聞分、迷正路ニ段如何条、態企使<sup>(使)</sup>仗節被仰下候  
条ニ存、其上早令帰仗御承候通、仏法・世法共ニ可被<sup>(使)</sup>相守、宗旨  
ノ御法度計候、且可為仏法興隆者也、仍被仰出候ノ処如件、

此紙面諸国へ触ツカハサル、文祿四年ニシテ改<sup>(改)</sup>文慶長、教如閑居  
ノ六年目、慶長三年正月十六日、母堂如春禪尼御往生、教光院ト号

ス、顕如上人御遷化ノ割、御拾骨ノ歸リニ御局ニオヒテ御薙髮也、

教如剃刀アラレ候也、如春禪尼御最後近クナリ玉フニ、教如ニハ歌  
舞酒宴ノ会也、湯水ヲトルマテマソナクトモ、セメテ子トシテ母ノ  
死期ヲ悲マス、謡サカモリスルハ余ノコトヨト病床ニテ恨思召ス、  
御往生ノ後、教如モ世上ノ謗難ヲ思召シ、興ノ門主ヲ使トシテ往生ノ  
容顔ヲ見タキ由ヲノヘラルレドモ、遺言ノ難背、其望モ不叶、葬礼ノ

トキハ加賀大納言殿<sup>前田又左衛門  
利家ナリ</sup>

(二八丁目表)

色々扱ヲ以テ葬場ニ出、一家一門焼香スキ、後ニ教如タ、一人焼香ノ  
シテ歸リ玉ヒ、灰寄ノトキモ骨拾タキヨシ興門主ヲ頼ミ玉ヘトモ、カ  
ナハサルト也、同年八月十八日、大閻秀吉公六十三歳ニシテ薨逝シ  
玉フ、大坂秀頼御ノ在城、東照大権現閻八州ヲ領シテ御後見ニシテ、  
国家安泰也、シカレトモノ奥州ノ長尾景勝<sup>カケマツ</sup>御下知ニシタカハサレハ、  
大権現是ヲ対治<sup>(通)</sup>ノ為ニ慶長五年<sup>庚子</sup>、如<sup>(通)</sup>本御年譜ニ八月ノ比奥州へ  
発向シ玉フニ、ノ教如陣中へ御見舞ノ為下向シ玉フニ、石田治部少輔  
三成ハ時ノ執ノ權ニシテ、江州佐和山ニ在城セリ、暇乞ノ案内アリケ  
ルカ、治部ハ内々ノ蜜<sup>(通)</sup>カニ与党ヲ集メ、大権現ノ御治世奪ハント謀叛  
ヲタクム割ナレハ、ノ使者<sup>松井又左衛門</sup>ヲ以奥州下向ヲシヒテト、メラル、サ

レトモ教如ハ退居以後ノ我慢悪情弥ツヨクナリテ、准如上人ノ御方ナ  
ニカタアシクナルヤウニトノ内存ニテ申シ玉フハ、追付本門ニ罷下  
候、本寺家督ノ儀ナレハコレハ押ノ留ラレ候へ、我ハ隠居ノ身ナレハ  
関東一見ノ為ニ罷下度ノ旨也、是ハ

(二八丁目裏)

自身ノミ大権現へ懇情ナル由ヲヘッロウ造意ナリ、其後准如ノ上人  
為<sup>(通)</sup>奥州御陳御見舞下向ナサレ、佐和山へ案内アリ、治部ノ猶以押留  
ントテ使者<sup>三井郎  
左衛門</sup>ヲ以テ堅ク留申サルレトモ、種々ノ御断ニテ、既ニ三  
州岡寄マテ御到着ノ処へ治少ヨリ是非ノ御留リナクハ、以大軍御寺内  
破却申スヘキ旨申入ル、ニ依テ、是ノ大事ト思召シ、本寺ヲ破却シ開  
山ノ本像滅亡アリテハ何ノ詮モナシ、重テ此段御断申サルヘキノ内  
談ニテ、岡寄ヨリ両使ヲ奥ノ州陣中へ下シ、三州マテ罷下候得共、病

氣指発申故使者ヲ以テ御見舞ナサル、トノ義也、教如ハ奥州ニ到着  
シ、且ク逗留ノ内ニ治少謀叛ノ旨其聞ヘアリ、其レヨリ教如ハ上洛  
也、サテ奥州軍勢ノヲ引分ラレ、大権現濃州加納マテ移玉フ、終ニ関  
原合戦アリシニ、ノ十月十五日打勝玉ヒテ、大権現御理運ニナル、其  
内尾州名護屋ニ御在陣ノ処へ、教如ヨリ十七箇条ノ条数ヲ以テ准如  
上人ノ事讒言

(二九丁目表)

マチノ也、第一治少ト一味シテ三州ヨリ引廻<sup>(カ)</sup>ス、第二ハ下間少進ノ  
子民部卿・下間美作子三位是等ヲ大将トシテ三千ノ加勢ノヲツカハサ  
ル、三ニハ鉄炮ノ玉薬数千斤分カ、ソノ外大閻へ三百六十<sup>(枚)</sup>ノ黄金  
毎年指上ントノ契約ニテ、謀書ノ讓状ヲ以家督ヲ奪取ナト、ノ条数

虚言ヲカマヘテ讒言サマ／＼也、其後関原ノ御凱旋有テ治少ヲ対治シ(忠)  
御上洛、伏見ノ西ノ丸ニ在ス、諸公家ノ諸督・門跡何モ不レ残喜祝  
ノ礼義ヲツトメ玉フ、准如上人御礼可有トノ案内仰入ラルレトモ、  
讒言誠ト思召ヤラン、御機嫌以ノ外ニ悪ノ敷シテ、御礼ノ義カツテ取  
次人モナシ、同月廿四日、治少一味ノ悞敵ノ安国寺(惠瓊ケヒ)老中国へ逃去  
トテ、近付ナレハトテ寺内端坊へ立寄ノ一飯ヲ乞請テ立出ル、京ノ執  
権奥平美作守跡ヲ追テ七条ノ朱雀ニテトラレケル、端坊越度トテ三条  
川原ニテ梟首セラ／ル(端坊勝室六前、部卿頼康忠安)、カヤウノ事ツトヒテ弥大権現ノ御機  
嫌宜シ

(二九丁目裏)

カラス、准如上人難義ト思召シ、時ノ執事本多佐渡守(ママ)正ハ御ノ宗門之  
人成ナレハ、浅野紀伊守ヲ以テ内談トシテ佐渡守へ御ノ対談有而、種々  
讒言ノ趣ヲ御断委仰入ラレ、大権現ノ御前ノ可然頼玉フ、夫ヨリ佐渡  
守御前へ出ラレ讒言トモ一々申開ル、先ノ三州ヨリ上京ノ義治少一味  
ニアラス、本寺破却ヲ難義ト存ノセラレテノ義ニテ候、関原へ籠城申  
者ノ事ハ近年無力ニテ扶持致サレ候コト也カタク、大勢卒人致シ候  
故ニ援カケニ籠ノ城申者モ御座候、少進子ハ不義ノ子細アツテ勘当者  
ニ而ノ候、更ニ本門主存知ナキ事ニテ候、加勢、玉葉ナトノ義ハ跡ノ  
形ナキ虚説ニテ候、美作守子三位カ事、其已前越前籠ノ城ノ時マカリ  
下リ候、皆加様ノ不都合ノ讒言ニテ候、本門主ノ義ノハ先門跡ノ讓状  
明鏡ノ上叡覽ニ及ヒ、公儀明カニ本寺ノ作ノ法ニ任セ家督ニ仰付候、  
加様ノ儀トモ悪敷様ニ申上ラル、義

(三〇丁目表)

誠迷惑致サレ候、此上ハイカ様ニモ御意次第ニ可仕候トノ内存ノ私迄  
申コサレ候ト、又内証カラハ尾張大納言殿御母儀ノ(俗名御亀、後出家ヲタノシテ号相応院ト)  
ミ玉イテ不残御断ヲ立ラル、ニ、大権現巨ノ細不残キコシメサレ、終  
ニ上人首尾ヨク御礼ツトメラレタマイタルノコト也、其後本田佐渡守、  
大権現へ申上ラル、ヤウ此次手ヲ以テノ教如へ別ニ境内ヲツカハサレ、  
両家子細ヲ申上ラレシカハ尤ト思シ、京ノ所司代板倉与左衛門(後二ハ伊賀守)  
加藤喜左衛門ト兩人へ仰付ラレ、今ノ裏方ノ境内ヲ渡サレ候、  
兩人境地渡サレ候刻、此方領分大閣御ノ朱印ノ内ヲ四町ニ六町ウチテ  
ミラレ、傍示ノ境広シトテ西洞院ノ川中ニ傍示サレ候、下間刑部卿  
兼(頼)マカリ出、境内ノ広キ子細ノハ大閣ヨリ当地拝領ノ時、御門跡領  
内ニ公儀ノ海道大宮・堀ノ川・油小路・西洞院・新町五通アリ、此海  
道ノ分者御門跡ノノマニ成間敷候、其替ノ余地ヲ相渡ヘキノ由被仰付  
候故分量広ク

(三〇丁目裏)

御望候、九重ノ海道中分ヨリ八間也(上古十六、間ノ由也)、車四両引違候程ノノ広ナリ、  
右ノ趣色々断申サル、トモ、加藤喜左衛門更ニ同心ナシ、板倉与ノ左  
衛門ハ虚病イタシ出ラレス、右ノ段々准如上人ヨリ御断仰入ラレシカ  
ハ、ノ理不尽ノ仕合、沙汰ノ限リト思召トテ喜左衛門ハ切腹被仰付、  
ソレヨリ新ノ町ヨリ東ノ方ニ境内ヲ渡サレタリ、其後寺内ノ堂舎等ヲ  
移サレノ川縁石迄ヒロイ移テ、慶長六年ニ新地ニ移住シ玉フ、閑居ヨ  
リノ九年目、教如十四歳ノ比也、閑居ノ跡、屋敷ノ築地ヲモ、石垣ヲ  
モノ崩運、跡ニハ細竹ニテ垣イヒマワサル、竹シゲリテミクルシカル  
シ体ノナレハ、重而相応院殿ヲタノマレ、大権現へ御断アリシカハ、



本寺ノ家督指置外ニ争ハアルマシキ御事ト申サル、夫ヨリノ准如上人御礼事畢テ右大臣大將軍御座ヲ立テ入ラセ玉イ、ノ其日御機嫌アシクシテ式部ハ奏者役ヲメシ上ラレ、善阿弥・ノ道阿弥ハ追放セラレ、勸修寺ヘモ御トカメアリシト也、其後慶長ノ九年辰甲六月右大將秀忠公御上洛、慶長十年四月右大將ノ秀忠公台征夷將軍ノ宣下御上洛、ソレヨリ度々御上洛ノ時、ノ准如上人先ニ御礼勤玉フ、其後寛永十一年甲戌七月廿日、大猷ノ院家光公御上洛ノ時、裏方宣如ハ大僧正、良如上人ハ正僧正ニマシマセハ、年膺トイヒ、先官トイヒ宣如先々御礼勤ラレ度トテノ板倉周防守重宗ヲヒタスラニ頼ミ玉ヒ、色々ト才覚アレトモ、本寺ノ家督ノ義先例等ヲ聞届ラレ、其上安藤伝十良ト云旌ノ本衆申サル、ハ、坊長兩國ノ太守毛利長門守ハ侍従ニシテ末子也、ノ長府ニ在城也、毛利甲斐守ハ寄相ニシテ惣領ナレトモ家督ニ

(三三丁目表)

非ス、長門守ハ末子ニシテ侍従ナレトモ毛利家ノ家督ナル故ニ、長門守ハ先ニ御目見アリ、此例ヲ以テ宣如先官惣領ナレトモノ家督ニアラサレ者、良如上人先ニ御目見可有之儀トアリテ、ノ七月廿五日二条ノ城ニテ良如上人御礼アリ、廿六日ニ宣如御礼ノアリ、其後寛永癸未年正月、禁裏諸礼ノ節、又宣如ヨリノ右ノ申立ニテ、先ニ参内アリ度トツクロイ玉フ、コノ方先例ノ改カタキヨリテ、板倉周防守ヨリ年頭サンダイ双方トモニノ御延引候ヤウニト申入ラレテ、其年ノ参内コレナシ、捨テラクベキニノ非ストテ、同年霜月十一日由緒書ノ条数ヲ以テ伝奏ヘ入ノラレ、翌年正保春江戸ヘモ仰入ラレ、  
保二乙酉年正月伝奏菊亭大納言卿・飛鳥井宗卿ノヨリ、明十九日ニ

参内ナサル、ヤウニト申来、ステニ用意セシメ玉フノ処ニ、十九日早朝又板倉周防守ヨリ申コサル、ハ、今日御参内

(三三丁目裏)

ツカヘ申コトニ候間、先御無用ニ可被成候、重而御左右可申上候ノ由申来、ソレヨリ今ニ及マテ其通也、万治四辛丑曆改元ナリノ春三月、祖師聖人四百廻ノ御忌ノ時、大谷山ノ御堂再ノ興ナサレ、御遺骨ヲモ諸人ニオカマセラレ、御廂所ヲモ今ノノ処ヘ移サレシトナリ、此時表裏トモニ天下ノ坊主・門下皆々ノ上洛シケルニ、裏方ノ新造鑰石ノ偽金アラハシケルカ、ナトガナトノ思入ラレテ、方々東山辺ヲ尋ラレケレトモ、カツテナカリケルニ、ノ長楽寺ノ南双林寺ノ東ノ麓ニ袋中開基ノ小寺ノアリ、袋中菴ト云、寛文六曆ノ比ソレヲ買得テ袋中菴ノハ五条橋通大谷ノ門前ヘウツル、其跡ノ山麓ニ教如・宣ノ如ノ死骨ヲ移サル也、夫迄ハ裏ノ寺内七条通ノ北藪ノ中ニノアリケルコト予モ度々見ハンヘリス、サテ祖師ノ御骨トテ先ノ年拜セラカレシガ、此度祖師ノ御運骨アルヘキ子細コレナシ、蓮

(三四丁目表)

如上人ノ御骨ヲ諸人ヘ申請シコトアリ、越後高田浄興ノ寺・河州大井盛光寺・加州勅使願成寺等也、コレラハノ皆蓮如上人已後代々御骨一粒ツ、拝領申也、浄興寺ヨリノ指上ラル、ナト、披露アルハ無ニ覺東、絶テ祖師ノ御骨ニノハアラシ、末ノ世々ナラハ誠ト人ヤ迷ヒナン、浅間敷コトニハアラスヤ、ノ又カノ新塚ヲ延仁寺号下脱スト諸人ニ申触ラル、祖師ノ火ノ葬場ノ名ヲ盗ノミナラス、方処相違ノ嘲リ恥カシキノコトニハアラスヤ、御伝書ニモ吉水ノ北ホトリニ仏閣ヲ建、ノ骨掘渡スト

アルトハ大ニ相違ゾカシ、加様ノ義ヲ以テ鑰石ノ金ニ似タルトモ、  
実ナキ偽ト云コトヲ可知也、

金鑰記下巻終

(三四丁目裏)

此書者光隆寺大可師造也、秘而世ニ無板校興門主ノ御堂衆徳成寺新発  
知意貞山ト云人所持、予ノ深所望シテ書写ス、世流布之表裏問答者金  
剛寺ノ造也、

皆享保十二未年二月廿日 満調之

主古仙

顕如讓状の正当性

下巻では天正二十年（文禄元年、一五九二）から万治四年（一六六二）  
年までの記事が綴られる。

天正十九年に豊臣秀吉に七条堀川に寺地を与えられたことにより紀  
伊より京都へと移転した本願寺では、翌文禄元年十一月に顕如が死去  
した。教如は直ちに肥前名護屋に在陣中の豊臣秀吉に対し顕如の死去  
を報じ、秀吉はこれに応えて教如が「本願寺新門跡」として継承する  
ことを承認した。ところが翌年の秋、教如の母如春尼は准如を連れ、  
肥前より帰陣に際し有馬の湯に逗留していた秀吉のもとを突然訪れ、  
教如の本願寺継承に関する非を訴えたのである。そして、その論拠と  
されたのが上巻にも引用されている顕如の讓状であった。ここではそ  
の本文を「本願寺文書」でみてみたい。

讓渡状

大谷本願寺御影堂御留守職之事、可為阿茶者也、先年雖書之、猶  
為後代書置候、此旨於違背輩在之者、堅可加成敗者也、仍讓状如  
件、

天正十五丁曆極月六日

阿茶御かたへ

光佐（花押）

この讓状については近世以来真偽の論争があり、准如の本願寺継承  
を正当とする西本願寺側では当然ながらこれを真本と主張した。現代  
の真宗史研究においては、辻善之助氏が『日本仏教史』で偽書と断定  
して以降、一貫して偽書とされてきたが、近年再びこの真偽が議論に  
上がるようになった。金龍静氏がこの讓状について他の顕如の自筆文  
書と筆跡を比較するとともに、花押の形状から顕如の真筆と断定した  
のに対し、上場顕雄氏もまた筆跡・花押および当時の本願寺の動靜、  
政治状況から判断して偽書であるとの反論を発表するなど、いまだ決  
着を見ていない<sup>15)</sup>。

この讓状が問題とされてきた背景には、それが初めて披露された当  
時から諸人がその真贋を疑ったこと、またその後西本願寺の正当性を  
主張する『金鑰記』や『本願寺表裏問答』などの諸書が讓状について  
の疑義を説明しきれなかったことなどが挙げられるであろう。何より  
も、この讓状がその記述通り天正十五年に作成され、さらに「先年雖  
書之」とするのであれば、天正十五年より以前に准如の本願寺継承は

本願寺の総意として既定路線化されるはずである。それにも関わらず教如は顕如に赦免されて以降、顕如の死まで「新門主」としての立場を失ったとする積極的な資料がみられず、『金鑑記』もまた教如の赦免後から顕如の死までの記述がほぼなく、この矛盾と思える疑問に答えはくれない。顕如は「大中風」によって死去したため、臨終に際して何も申し伝えができず、教如は讓状の存在を知っていながら、それを握りつぶそうとしていたと述べるのみである。

さて、秀吉は如春尼と准如の訴えに対し「本願寺ハ天子ノ勅願所ナレハ、<sup>(豊臣秀吉)</sup>関白ヨリ禁裏へ奏聞申サセテ、勅諭ノ趣ニ任スヘシ」との考えで、天正八年の講和の際の信長と同様に朝廷に対して配慮していた。しかし朝廷は「イカヤウニモ宜ク扱ヘシ」と秀吉にこの問題を投げ返したため、秀吉は自身で審判を下すこととなり、施薬院全宗・長東正家・山中長俊・木下半介を介して本願寺に内意を伝えた。そこには「理門方ニハ讓状アレハ、証文理カタシ、幸其方ハ年モ長、<sup>タケ</sup>理門ハ若年ナレハ、其方ノ子トセラレ、十箇年ノ後ハ隠居セラレ、兄弟二世ノ住持職ヲツトメラレ然ヘキ」とあり、讓状が決め手となったとしている。ところが教如がこれを受け入れなかったことから、秀吉は自身の芳志と禁裏の内意をないがしろにするものとして激怒し、教如の即時隱退を命じたという。

ところが、豊臣秀次の右筆である駒井重勝の『駒井日記』のこの一件に関する記述は、『金鑑記』のものと同様相を異にする。すなわち、秀吉は文禄二年閏九月十六日に教如・如春尼・准如および下間頼廉ら内衆を召喚し、査問の上、次の箇条を教如に示した。

- 一、大坂ニ被<sup>レ</sup>居拵<sup>レ</sup>候事
- 一、信長様御一類ニハ大敵にて候事
- 一、太閤様之御代にて、さいかよりかいつかへ被<sup>レ</sup>召寄<sup>レ</sup>、かいつかより天満へ被<sup>レ</sup>召出<sup>レ</sup>、天満より七条へ被<sup>レ</sup>遣上<sup>レ</sup>候事、御恩と被<sup>レ</sup>思召<sup>レ</sup>候事
- 一、当門跡ふぎやうぎの事、先門跡時より連々与申上候事
- 一、代ゆつり状有<sup>レ</sup>之候事、先代よりのゆつり状も有<sup>レ</sup>之由の事
- 一、先門跡せつかんの者、被<sup>レ</sup>召出<sup>レ</sup>候事
- 一、被<sup>レ</sup>召出<sup>レ</sup>候人よりも、罷出候者とも不届<sup>レ</sup>思召<sup>レ</sup>候事
- 一、当門主妻女の事
- 一、そこ心より不届心中引直、先門跡のことく殊勝ニたしなみ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候事
- 一、右のことくたしなみ候ハ、十年家をもち、十年めニ理門へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相渡<sup>レ</sup>事、これハかたてうちの被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>様にて候へとも、新門跡此中御めをかけられ候間、如<sup>レ</sup>此之由候
- 一、心のたしなみもなりましたと被<sup>レ</sup>存候ハ、三千石無役ニ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候間、御ちやのゆともたちニ成候て、右のめしいたし候いたつらものとめしつれ、御ほうこう候へとの儀候

これを見る限り讓状は教如が咎められる理由の一つとはなっていないものの、主因は信長との和議を破ったことと、顕如の意に背いたことの二点であった。この条々を示された教如は隱退を承諾したが、下間

頼廉ら内衆は殊に讓状に関して次のように反応した。

内衆申様ニハ、ゆつり状などの事、ふしん<sup>(不審)</sup>由候、又むかしのゆつり<sup>(譲)</sup>状ハ門下おとなへ、かのものニ披露候て、其上を以ゆつり状にて候。

先述のように下間頼廉は信長と本願寺が争っていた当時より顕如の側近くにあり、また、教如が顕如に赦免を願った時には、如春尼とともにその仲介を務めた人物である。ところが、この主張からは顕如の最側近である頼廉すらこの讓状の存在を知らなかったことがうかがわれる。頼廉は、そもそも古來讓状とはその内容を門下に披露したうえで効果を發揮するものであり、それを経ていないこの讓状は不審であると訴えたのである。しかしこの頼廉らの発言は秀吉の不興を買うこととなり、秀吉は讓状を偽書と言うのであればその証拠を提示すべきであり、それができないのであれば讓状に従いすぎさま准如に本願寺を継承させるよう命じた。頼廉らはこれに反論できず、召喚されたその日に教如の即時隱退と准如の継職が決定されたのである。

『金鑰記』と『駒井日記』の記述を比較すると、両書とも教如の即時隱退と准如の継職という結論は同じであるが、『金鑰記』は秀吉の申し出を教如が承諾しなかったことをその要因とし、『駒井日記』は内衆の讓状への反論がその直接的要因としている。つまり、秀吉が妥協案を翻すプロセスに差異があることに気づくのである。

ではなぜこのような差が生まれるのか。それは、関白秀次の右筆と

いう立場でこの事件を眺めた『駒井日記』と、准如と西本願寺の正当性を主張することこそが絶対的要請とされる『金鑰記』という、両書の筆者の立ち位置の差に求められよう。下間頼廉はのちに准如のもとでも内衆の筆頭をつとめ、彼の血筋である刑部卿家は西本願寺で重きをなした。故に『駒井日記』に見られる頼廉の発言は准如方にとって不都合であり、『金鑰記』ではその因を全て教如に帰結させたのである。教如は武家（豊臣政権）からも顕如亡き後の本願寺の宗主として認識されてはいたが、前宗主顕如の意志に背き、信長との講和に異を唱える、すなわち敬慮をないがしろにするという行為をしたということは動かしがたい事実であった。顕如の正統後継者として任じる西本願寺にとって、この事実と天正十五年の顕如の讓状こそが教如ひいては東本願寺の不当を断ずる論拠であり、その論が揺らぐような事實は伏せられたと考えられるのである。一見教如方の異を鋭く糾しているようにみえる『金鑰記』の、ところどころにみられる説明不足はこのようなことに因を發するのである。

いずれにせよ秀吉の裁定の翌日には、教如が改めてこれに従う旨の一筆を認めた。また、一度は讓状に異論を唱えた頼廉であったが、その後は裁定に従い、教如隱退後の十月二十九日には、顕如の讓状があるため秀吉より准如への継職が命ぜられた旨を、信濃本誓寺や越後勝願寺などの有力寺院に対し伝達している<sup>(18)</sup>。

「裏方」教如への批判

かくして准如が本願寺宗主となり、教如は寺内御堂の北の御所に隠退して、人びとから「御隠居」「御裏」と称されるようになった。しかし、教如を尊崇する諸人や坊主が教如のもとに群集し続けたことから、准如方はその動きを警戒し、教如について「一代ノ別当職ヲ持玉ヒタルニハ隠居ト申ヘケレトモ、次第相承ニアラサレハ、閑居トモ逼塞トモイ、ツヘシ」と述べ、そもそも教如が一時なりとも宗主の座にあつたことすら否定した。

ところが、教如は准如方の主張をよそに、集まった人びとに対し、本願寺宗主の許しのもとに行われる諸行事、すなわち朝勤のあとの但念仏、法物裏書の下付、夏御文の拝読を行っていた。そのため、これを聞いた如春尼は下間頼廉と頼賑を教如のもとに派遣し、直ちにやめるよう命じた。教如は今自身が行っていることは顕如の時代より行ってきたことであると反論したが、如春尼は、これらの役目を果たすのは本願寺の家督たる者であり、教如は顕如より譲状をもらっていない故家督ではなく、家督になっていない以上本願寺の隠居ですらないと述べる。さらに夏御文などが顕如より許されたことを証明する書物などがあのかと難詰し、「教如ニハ世間モ仏法モユツリ申サル、コトハナク候間、書物ナトノコトハアラサルコトニ候」と断じ、教如の論を封じたのである。

准如方がことさらに教如を警戒した背景は、当時の諸資料からもその一因を伺うことができる。教如の隠退から十日も満たない閏九月二十五日には、現在も大谷派に属している三河の有力寺院である佐々

木上宮寺・針崎勝鬘寺・野寺本証寺のいわゆる三河三箇寺が、教如の内衆である下間頼龍の下向を伝えており、<sup>19)</sup> 教如方に何らかの動きがあることが知られる。

さらに、同年十一月二十四日には教如への誓詞を提出した越中城端本誓寺以下六十三人に対し、教如より御印書が下された。御印書とは内衆の署名で書かれた奉書の袖に本願寺の意を表す印が押されたもので、顕如の時代からその実用が知られている。信長と交戦していたころは督戦のために用いられ、やがて門徒よりの懇志を受け取った場合の札状として、御印書と内衆添状および内衆奏者添状の三通一組が本願寺の門徒に対する公式の文書発給様式となっていた。<sup>20)</sup> 教如が越中門下を下したのは、御印書と頼龍の添状および頼龍の奏者富井一友の添状であり、<sup>21)</sup> 教如は隠退後も本願寺の意を表す文書の発給様式を使っていたことになる。また、当該文書中で教如を表す文言をみると、『金鑰記』が問題視する「御隠居」「御裏」ではなく、「御所様」「新御所様」という語が用いられているが、これが教如方の意図的なものであるかは不明である。新たに宗主となった准如は基本的に「御門跡様」と呼ばれたが、「御所様」と記されている資料もみられることから、この呼称にも両者の緊張を醸成した可能性がある。これらのことは同時に顕如以来の本願寺の権力二分化が解消されなかったことを意味する。

その後、慶長三年正月には実質的に教如隠退の立役者でもあった教如の母如春尼が死去した。教如は如春尼の最期が近くなると「歌舞酒宴ノ会」を催したといい、これに対して如春尼は「湯水ヲトルマテマソナクトモ、セメテ子トシテ母ノ死期ヲ悲マス、謡サカモリスルハ余

ノコトヨト病床ニテ恨」み、最後まで教如を許さなかったとしている。さらに同年八月に豊臣秀吉が死去すると、教如は急速に徳川家康との親交を深め、関ヶ原の戦いのち家康より七条烏丸に境内地を寄進され、在所を移転した。<sup>(25)</sup>ところが、この寄進は本願寺の境内地を削って行われたため、准如方は教如が家康に様々な讒言をした結果、このような仕儀にいたったとして反発した。特に教如方によって、准如が「謀書ノ讓状ヲ以家督ヲ奪取」したとされることには、「本門主ノ義ハ先門跡ノ讓状明鏡ノ上叡覽ニ及ヒ、公儀明カニ本寺ノ作法ニ任セ家督ニ仰付候、加様ノ儀トモ悪敷様ニ申上ラル、義誠迷惑致サレ候」と強く反論している。しかしながら、この決定は覆ることはなく、結果、准如を宗主とする西本願寺と、教如を宗主とする東本願寺とが分立したのである。

『金鑰記』においては、准如が讓状によって本願寺を継承したというところが真理であり、同等の分派などは論外の事であった。このことは、慶長八年に家康の征夷大將軍就任の御礼言上の式において、その順番を東西本願寺が争った際に西本願寺の奏者を務めた下間頼廉が大音声を立てて言い放ったとされる「一宗ニ於テ本寺ノ家督指置外ニ争ハアルマシキ御事」という言葉にもあらわれている。

また、下巻末尾では東本願寺が親鸞の四百回忌にあわせて大谷の御堂を再興したことに触れているが、空室は自身の記憶をたどりながら、それらが虚飾に満ちたものであったと述べる。そして、「加様ノ義ヲ以テ鑰石ノ金ニ似タルトモ、実ナキ偽ト云コトヲ可知也」という言葉で総括したのである。

## 註

- (1) 鈴木慎吾（大阪大学 言語文化研究科）作成 宋本『玉篇』検索（「鑰」）  
([http://suzukish.s252.xrea.com/search/yupian/search\\_top.php](http://suzukish.s252.xrea.com/search/yupian/search_top.php))
- (2) 親鸞の側近に侍した蓮位房宗重を祖とし、以後歴代本願寺宗主に仕えた下間氏を「内衆」と称することについては、金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」（『名古屋大学文学部研究論集（史学）』二四 一九七七年所収）で詳細に述べられている。
- (3) 『金森日記抜』（『真宗全書』六九所収）
- (4) 桑田忠親『改訂信長公記』新人物往来社 一九六五年  
伊藤重信『長島町誌』上巻 長島町教育委員会 一九七四年
- (5) 「高橋源一郎氏所蔵文書」（天正三年）八月二十二日付織田信長状写（『富山県史』史料編二中世 富山県 一九七五年所収）
- (6) 「北徴遺文」所収加賀国人連署状写（笠原一男『一向一揆の研究』山川出版社 一九七六年所収）
- (7) 註（6）に同じ。
- (8) 山口和夫「統一政権の成立と朝廷の近世化」（『新しい近世史』第一巻「国家と秩序」（新人物往来社 一九九六年）所収）
- (9) 北堀光信「朝廷の存続と天皇の下賜―村井貞勝と前田玄以への下賜の成立と意義―」（『奈良史学』二二二号 二〇〇三年所収）
- (10) 『御文』（堅田修編『真宗史料集成』第二巻「諸文集」一二七 同朋社 一九七七年）所収

- (11) 『今古独語』(真宗聖教全書編纂所編『真宗聖教全書』五 興教書院、一九四四年所収)
- (12) 『善徳寺文書』(天正八年) 卯月三日付了明(下間頼龍) 書状(『富山県史』史料編二・中世所収)
- この資料は同時に、本願寺内衆である下間頼龍が教如個人の内衆であったということも示すものであるといえる。
- (13) 『本願寺文書』(天正十五年極月六日付光佐(顕如) 讓状(本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二卷 本願寺出版社、二〇一五年所収)
- (14) 辻善之助『日本仏教史』近世篇之一 岩波書店 一九五四年  
赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』平楽字書店 一九六三年
- (15) 金龍静「顕如讓状考」(稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法蔵館 二〇一七年所収)  
上場顕雄「本願寺顕如「讓状」と筆跡・花押―偽文書考―」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』三七号 二〇一七年所収)
- (16) 本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二卷 本願寺出版社 二〇一五年
- (17) 註(16)に同じ。
- (18) 『本誓寺史料』(文禄二年) 十月二十一日付刑部卿頼廉書状(井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 一九六八年所収)
- (19) 『上宮寺文書』(文禄二年後九月二十五日付上宮寺・勝万(鬘)寺・本証寺連署状案文(新編岡崎市史編さん委員会編『新編岡崎市史』第六卷 史料古代・中世 新編岡崎市史編さん委員会 一九八三年所収)
- (20) 草野顕之「本願寺教団における印判奉書の意味」(『仏教史学研究』二五卷二号 一九八三年所収)
- 顕如と教如の権力が分立してからは、顕如は「明聖」、教如は「詳定」の印を使用した。
- (21) 『善徳寺文書』(文禄二年) 十一月二十四日付本願寺(教如) 御印書(『富山県史』史料編二・中世所収)  
『善徳寺文書』(文禄二年) 十二月二十四日付頼龍書状(金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」別表(三)、草野顕之「本願寺教団における印判奉書の意味」表Ⅱ『仏教史学研究』二五卷二号 一九八三年所収)
- (22) 『本覚坊文書』(文禄二年) 極月九日付本願寺(教如) 御印書写(『新潟県史』資料編四・中世二 新潟県 一九八三年所収)
- (23) 『西来寺文書』(文禄五年) 閏七月十二日付頼純書状(『増訂加能古文書』補遺文書編 名著出版 一九七三年所収)  
『専精寺文書』(慶長九年七月九日付本願寺(准如) 御印書(『岐阜県史』史料編古代・中世一 岐阜県 一九六九年所収) ほか
- (24) 『誓願寺文書』(文禄五年) 閏七月十七日付頼廉書状(黒田惟信編『東浅井郡志』巻四 滋賀県東浅井郡教育会 一九二七年所収)  
『河野文書』(慶長四年) 後三月十四日付頼賑書状(『岐阜県史』

史料編古代・中世一所収) ほか

- (25) 家康による寺地寄進および教如の移転については『金鑑記』では慶長六年、『紫雲殿由縁記』(『真宗全書』七〇 藏経書院一九一三年所収) では慶長九年となっており、時期が確定できない。

\* 諸般の都合により、本論文の本号における表題は前号と異なる。

